

会 議 録 目 次

令和 5 年第 4 回海田町議会定例会（第 2 日目）

令和 5 年 6 月 7 日（水）午前 9 時 0 0 分 開議

日程第 1	一般質問		
	○崎本広美議員	4	
	○宗像啓之議員	8	
	○前田勝男議員	17	
日程第 2	第 24 号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23
日程第 3	第 25 号議案	海田町税条例の一部を改正する条例の制定について	25
日程第 4	第 26 号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	27
日程第 5	第 27 号議案	海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	31
日程第 6	第 28 号議案	海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	32
日程第 7	第 29 号議案	海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	33
日程第 8	第 30 号議案	令和 5 年度海田町一般会計補正予算（第 2 号）	35
追加日程第 1	発議第 4 号	第 30 号議案令和 5 年度海田町一般会計補正予算（第 2 号）に対する附帯決議案について	42
日程第 9	第 31 号議案	令和 5 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	43
日程第 10	委員会提出議案第 2 号	海田町議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定について	44
		（閉 会）	45

令和5年第4回海田町議会定例会

会議録(第2号)

1. 招集年月日 令和年6月6日(火)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開 議 6月7日(水)9時00分宣告(第2日)

4. 応招議員(14名)

1番	石橋京子	2番	西田誠一
3番	玉川真里	4番	小田久美子
5番	欠員	6番	大高下光信
7番	欠員	8番	大江康子
9番	下岡憲国	10番	宗像啓之
11番	久留島元生	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員(14名)

1番	石橋京子	2番	西田誠一
3番	玉川真里	4番	小田久美子
6番	大高下光信	8番	大江康子
9番	下岡憲国	10番	宗像啓之
11番	久留島元生	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

7. 欠席議員

な し

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

町	長	西田祐三
副町	長	山崎真紀
教育	長	佐々木智彦
企画部	長	鶴岡靖三
総務部	長	丹羽勤
福祉保健部	長	森川雅枝
建設部	長	久保田誠司
教育次	長	森山真文
建設部次	長	門前誠司
企画課	長	石田順也
財政課	長	吉本真人
総務課	長	中村修介
税務課	長	松井良哲
防災課	長	宮垣将司
デジタル推進課	長	新藤正敏
住民課	長	中山えり
社会福祉課	長	杉本幸穂
こども課	長	下野武士
長寿保険課	長	岩本宏美
保健センター所	長	倉本勇登
建設課	長	早稲田誠
学校教育課	長	小村孝広
生涯学習課	長	森原知美

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局	長	脇本健二郎
主査		戸成正考

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第24号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 第25号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第26号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第27号議案 海田町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第28号議案 海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第29号議案 海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第30号議案 令和5年度海田町一般会計補正予算（第2号）
- 追加日程第1 発議第4号 第30号議案令和5年度海田町一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議案について
- 日程第9 第31号議案 令和5年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 委員会提出議案第2号 海田町議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定について

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（桑原） 皆さん、おはようございます。本日も大変御苦労様です。

ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者等のカメラの撮影については許可をいたしますので、御了承ください。また、本日も体調管理の面から上着の脱衣を許可いたしますので、適宜、対応をお願いしたいと思います。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第10に至る各議

案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行します。13番、崎本議員。

○13番（崎本） 13番、崎本でございます。1点だけ今日お願いいたします。町道143号線の工事について聞きます。町道143号線の工事は入札を行っても、不調が続いて工事が遅れています。私はこの地区のことを考え、早く道路を整備するために串掛林道の工事用道路を利用して早く整備を行うよう提案してまいりました。それを無視して、現在の場所に決定いたしました。しかしながら、工事がなかなか進んでいない。3月の議会では、橋桁工事の入札が不調になったため、工事が発注できる見込みがないことで予算の繰越しを行っています。工事の入札が不調続きの中、地元が待ち望んでいる工事がいつ完了するのか、今後の工事の予定を確認するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（桑原） 町長。

○町長（西田） 崎本議員の質問に答弁いたします。町道143号線の工事についての質問でございますが、資材高騰により予算に不足が生じていることから、この度の議会において、工事請負費の補正予算を御提案しております。議決をいただきましたら、直ちに上部工の発注手続を進め、橋りょう部分と道路改良部分の早期完成を目指してまいります。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 議長にお願いします。ちょっと本題から外れているか分かりませんが、執行部の今までのやり方に対して、反省点というか、どういう訳で工事が遅れちよるか、この答弁の中やってね、これがほんまの理由じゃないんですよ。その点、ちょっと外れるか分からん、そのときは注意かなんかお願いします。

○議長（桑原） あまり通告から外さないように。

○13番（崎本） いうのも、私が言うたら、何かにかにかに言い訳をつけて、今までずっとあなた方は反対してきたんですよ、の。山陽本線の高架事業のことでもそうですよ。こんだけ今でも遅れちよるのに、海田町、駅に段差があったり、エレベーターがなかったりして、これじゃいけんじゃないかいうたら、あなた方はどう言うたか思ったら、国交省が二重投資やから反対や。町民は、二重投資じゃ何じゃかんじゃ、皆黙っとるんかい。今までがそうじゃったんよ。やっぱり行政ちゅうものは、町民が安心して暮らせるようなために、あなた方はの、一生懸命に議会もやりよるんや。ここの工事の143号線のことでも、一般質問から外れるのは、そういうことじゃが、前町長のときからの、

説明しました説明しましたいうて、の。これを橋を架けるのに、賛否を採ったんは平成19年よ、18年か、だったと思うんよ。18年いうたらね、議会でも18年採決したときにの、その前の説明は、それから10年ぐらい前の建設委員会で、こういう議題は説明して了解得ちよるんよ。その説明聞いた者はおりゃあへんのよ、の。この中でも後ろの4人かなんぼしかおらんのものよ。ほいで新しい議員になって採決したって中身が全然分からんでしょうが。その前には町道143号線を1年も通行止めしといて。それじゃ、いけんからということで串掛林道の工事用道路を、町民のために解放したらどうか。発端はそこにあるんよ。何年遅れちよるちゅうこともない。平成18年から、の。ほいたら災害が起きて、今度は人手不足、どうのこうの理由付けてよ、工事が遅れて。その間にコロナや何じゃかんじゃ、物価の高騰じゃあどうのこうの、の。何が原因か。ちょっと早う工事を発注して、早うやとつたら、もうとうに済んじよる仕事じゃないか。今日も来て、岸で見たら、寺迫で50軒から大方あそこ80軒かなんぼあるんじゃがの。開発工事しよるんよ。あそこに橋を架けちよるんよ、の。三迫二丁目の143号線に、あんな立派な橋いりゃあへんよ。こっちの寺迫は50世帯、80世帯ぐらいが利用するんで、今から。あの橋の予算が何ぼか、143号線の予算、何ぼか。3倍以上かかるとるんで。だからね、昨日も副町長が言うちよった、技術者というもんをもうちょっと入れてのう、コンサルタントばっかに任せんと、やっぱり、分かった人間を、地域、地域で分かった人間を、育成せな駄目じゃいうことを再々言うちよるでしょうが。そこらがちょっと、あんだ、議員のときよう言うたんよ。よう言われよったんよ。議会と執行部は車の両輪じゃいうて、しっかりと協力し合ってやらにゃいけんことを、議員のときからそう言よったじゃないか、の。そこらをちょっと考慮してね、やっぱり地域に似合うたようなことをせんかったらねえ、税金じゃから、これも。今までの経緯を説明したんじゃが、町長代理かどうか知らんが、建設部長、その点について答弁をお願いします。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）町道143号線の工事につきましては、いろいろ紆余曲折がありました。が、どうにか地域の皆様の御協力、そして、地元選出議員の皆様の御協力をいただきまして、現在、ここまで来ております。残念なことにとちょっと入札不調が下部工、上部工でも続いておりまして、皆様に大変御迷惑をおかけはしておりますが、一日も早く、工事のほうを入札を完了して、着手ができるよう取り組んでまいります。また、技術者のことに関しては、昨日、答弁でも御説明いたしましたが、個々の技術力の向上、そして

建設部総体としての技術力の更なる向上、これをしっかり図ってまいりまして、技術職の職員一人ひとりが海田町の土木工事に誇りと自信が持てるように取り組んでまいります。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 言われるのはそりゃ結構ですが、だけど、あなた方そう言われるんじやが、この大事な、コロナ、災害の後、の、今まで育ててきた技術ある職員が辞めるのには何か不満か何かがあるでしょうが。今までせっかく育てた人材をの、あなた方ここで手放したんで。やっぱり、そういうことを考えたら、災害復旧でも何でもそうでしょう。遅れに遅れちよるじやろうが。広報には三迫支川なんじや、皆、工事完了や言うてあるんじやが、三迫三丁目なんか、災害のときにか、手つかずよ。最初は町長、再々上がって来よっちゃったんじやがの。今どうなっちよるか分かりやせんでしょうが。わしや、三迫二丁目、三丁目、イエローゾーン、レッドゾーンやけん。町民が苦勞しちよるから県には皆協力しますいうて、身を切って協力しちよるんで。大体、令和5年までに完成予定じゃったんよ。国土交通省にわしらも何回か陳情に行つて、5年までに予算をつけてもろうて。県にも何回も陳情に行つて。けどの、やっぱりあなた方がしっかりせんから、だんだんだんだん遅れちよるじやろう。もうちょっとそこをね、肝を入れて、ちょっと町民のためじや思うてやる気にならんのかの。わし、再々お願いしちよるんじやが。この間全員協議会でも言うたんじやが、あなた方、コンサルタント、コンサルタント言うが、やっぱり、コンサルタント、何やってもええ、結論が出たときには、先、説明して物事をやらんかったら、いつもそれが問題になっちよるでしょうが。議会とあれは両輪じや、町長も議員のときに言ったぐらいなら、ちょっとそこを理解して、お互いが納得して前へ進むような行政をやらんかったら、遅れるばかりですよ、の。わしは言いどうないんじやが。その点、町長、どう思われますか。

○議長（桑原） 町長。

○町長（西田） 今、過去の例を、るる説明を受けながら聞いておりました。実際には、私もそういったところにも関わってきておりますし、議員時代も含めて、いろんな住民さんの御意見等をお伺いしながら、現実に進めてきた話でございます。そういった中に、まちづくりを基本的に考える中に、今回は特に明飛川沿いにおいて、30年豪雨で非常に傷みが出たというところがありまして、住民さんの命をしっかり守っていくためには、その明飛川沿いのまず避難路の確保、これを担保すべきであるというのが当然あります。

それと並行して、今まで計画されてきた143号線の工事の計画に合わせる形で進めてきております。そういったところは議員の皆さん方には説明をしながら進めてきたところでございますが、議員さんの中に御理解がいただけないところがあるかというふうに伺いますが、そこらはやはり、お互いに話し合いができる中に、両輪になって、住民さんの命、また避難路、そういったところのまちづくりにしっかり御理解をいただきながら、私ら執行部においては鋭意推進していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 町長、それはちょっと違いますよ。明飛川の避難路の確保言うか、これは災害の前の話ですよ。災害の後には三迫二丁目、三丁目では死者も出て、早くやらにゃいけんということを遅れちよるんよ。わし、災害のことを言うちよるんじゃないんよ。きちっと説明責任があるんじゃないか、説明責任をちゃんと果たしとったら、問題が起きんとスムーズにいくんじゃないかということをお願いんよ。ほいじゃけえ、町民の皆さんには、町長は、やりますやりますいうて言うってやけえ、その、やりますやりますちゅうのを、ちゃんと説明して早く実行するのに、前向きでやとったら、こういう問題は起きんのですよ。いろいろ問題があるよ、この工事、誰がやるんですか。入札不調になるんですよ。だから、悪いところは悪いところで、昨日、部長が言うたんじゃが、過去は過去で反省して、今後はちゃんと説明してやっていく、そこが問題ですよ。ちゃんと、今後説明責任でちゃんと説明して物事を前に進んでいったら、いろいろ諸問題が出てこんのですよ。そこら、どう思われますか。

○議長（桑原） 建設部長。

○建設部長（久保田） 今後もこの事業につきましては、議員の皆様は丁寧に説明することは当然もちろんではございますが、地元の皆様、工事を待ちわびておられますので、そちらの皆様に対しても、同様に今回入札のほうが終わりましたら、御説明のほうをさせていただきまして、今後のスケジュール、完成時期等々も御説明のほうはさせていただく予定にしております。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 最後じゃがね、こんだけ遅れとったら、あなた方知らんのか知らんのじゃが、もう家を放ったらかして、高齢で家を出た人が何人もおるんよ。この道路の完成を見んと。いろいろ尽力を尽くした人でも、もうおってないんよ。だから、物事を決

断したら、なるべく早くやってあげんかったら、みんなが不便を感じるんよの。だって、県の説明じゃあ、令和5年度には砂防ダムが三迫三丁目にできて、イエロー地域、レッド地域解消に努めます。だから、下の団地でも整備、令和5年には解除になるいうから、整備したのが遅れとるでしょうが。何年になるか分からんから。不動産屋もいろいろ苦労しとってんですよ。あれ、目的があったら、その目的達成のために、やっぱり行政は動かにゃいけないのですよ。今後、いち早く、まあ、やるんならやって、物事をいち早くせんかったら、町民はやっぱりそんだけ苦しむんですよ。その点、最後、町長、どう思われますか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今までの工事の説明等を進めてまいりましたが、議員の皆様方に御理解等はなかなかいただけないところがあったというふうに伺いますので、今後は説明等をしっかり進めながら、御理解がいただける形で、かつ議員の方々と執行部のほうも、両輪となって問題解決に進めていきたいというふうに考えております。

○13番（崎本）終わります。

○議長（桑原）10番、宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。町長に町長選についてお聞きします。今年の4月は統一地方選挙の年で、ここ海田町でも広島県議会選挙があり、海田町長年の悲願であった海田町からの広島県会議員が誕生しております。これからは地元の海田町のために力を尽くしてくれるものと信じております。また、今年には町長の締めくくりの年であるとともに、秋には町長選挙が行われます。これに向けて西田町長はどうされるのかお聞きいたします。

次に、先ほど崎本議員が質問した町道143号線の工事についてお聞きします。町道143号線の架橋工事では橋脚工事のために河川を埋めておりました。この河川を埋めていた土砂を今年度になって急ぎよ撤去を行っております。本来であれば、橋脚工事の完了時に撤去しておくものであります。それが、なぜ橋脚工事完了時に撤去しないでこの時期に撤去を行っているのですか。お聞きいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）宗像議員の質問に答弁いたします。まず、町長選の再出馬に向けた決意についてでございます。令和元年からの2期目では、平成30年7月豪雨災害の復旧・復興に取り組み、より安全で安心していただけるハード、ソフト両面で対策を行ってまいり

ました。また、かいた版ネウボラや幼保小の連携に取り組み、子育て支援や教育の充実を図ってまいりました。都市基盤整備としては、中店小学校線の開通や東広島バイパスの開通などで、交通の要衝としての立地性や利便性が更に高まっております。新型コロナウイルス感染症も令和5年5月8日をもって5類感染症に移行されました。この間、町民の皆様の感染症対策や行動制限などへの御理解と御協力をいただきながら、ワクチン接種や感染予防対策、地域経済への支援を行ってまいりました。こうした中、令和3年3月には、第5次海田町総合計画を策定いたしました。総合計画では、高い出生率と人口の社会増の傾向を維持することにより将来的に人口減少に転じたとしても、当面は一定の人口規模が確保できることとしています。令和3年度から策定した都市計画マスタープランや立地適正化計画、国土強靱化地域計画に基づき、総合計画でめざすまちづくりの実現に向けて取り組んでおります。

来るべき町長選に向けては、町民の皆様の御負託がいただけるのであれば、引き続き、海田町のかじ取り役として目標を上回る成果が出せるよう取り組み、海田町の発展に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

続きまして、町道143号線工事の土砂撤去についての質問でございますが、御指摘の箇所は橋りょう上部工の橋桁を設置する際に大型車両の進入が必要となるため河川を埋め立てた部分を、引き続き、作業ヤードとして使用する計画といたしました。しかし、度重なる入札不調により梅雨時期までの施工が間に合わなくなったことなどから、災害防止の観点から、河道部の土砂を撤去いたしました。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）町長の答弁の中でありました町民の皆様の御負託がいただけるなら、これはどういうふうに理解すればよろしいのか、お尋ねいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）町長選に立候補して、その結果が出たときには、その方向でしっかりと取り組んでまいるという考えでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）ということは、町長は次の選挙、立候補されると明言したと理解してよろしいんですね。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）そのとおりでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）分かりました。それでは、そのときに町長がおっしゃった言葉の中に、目標を上回る成果を出せるよう取り組んでまいりたいと、このようにおっしゃられました。その目標とは何か、この中に説明ございません。過去の実績についての説明はされました。その目標とはどんなものか、多分、後ろにおる議員さん、それからテレビも来ておりますので、皆さんそれを期待されているんじゃないかと思います。その目標についてしっかりと御説明願いたいと思います。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）私が就任したときに、まず第一に思ったところは、そういった社会背景の中に人口減少という状態でございます。その中に増田レポートというのが発表されて、人口減少が必ず起きてきますよ、その中に全国的な市町の約半分ぐらいは潰れるんじゃないかというようなレポートが出されました。それはあくまでもまちづくりに全力を尽くさない、いろんな工夫をしない、そういった過程がある中でそういった結果が出るのであるというふうに私も受け止めまして、当然ながら、それに全力を注いでいかないといけないということから、いかに人口を上げていくか、その人口を上げることによって、まちづくりにいろんなサービス量を提供できる、財源の確保も含めて行えるというところから、そういった考え方で進めさせていただいているというところなんです。それで、必要なのは、その先の人口をどのように増加させていくかという話なんです、考え方として現時点から将来の40年先、いかに人口を落とさないように、特に現状の人口から下回らないようにするにはどのようにしたらいいかというところを、仮定を立てまして、そこに向けてまちづくりを進めたいというところなんです。それバックキャストという考え方で第5次総合計画に織り込みました。更に、今までの流れの中に、第1期のときですが、まちづくり、町を4分割しながらその町ごとに地域ごとに施策を打ちながら、まちづくりを推進することによって、国勢調査結果ではありますが、約1,000名弱の人口増が図れ、そういった結果を確認しながら現在のまちづくりを将来に向けてどう進めるかというところを考えてまいりました。それをバックチェックと言いますが、バックチェックとバックキャストの考え方で、将来どのように動いていくかという指標の一つが人口であります。その人口をいかに担保していくかというところを推計出したのが総合計画です。その総合計画に基づく推計において、今現状どのように動いていくかという人口施策においては、今のところ、その推計に近い状態で動いておりますし、今後もそれを

上回るというところでまちづくりの推進を図っていききたい。そこで一番大きく効いているのは、やはり、出生の関係です。私が就任したときにも、1番に施策の中に織り込んだのは、広島版ネウボラの提案がございましたので、海田町におけるかいた版ネウボラという相談する場所、妊娠期から子育て期に向けて一連のサービス量を提供できる、そういったところを進めてまいりました。そういった結果から、現在においても出生率が上がってきている。特に、合計特殊出生率は国が出された1.86という大きな数字が出てきているのが現状でございます。これを、更に実際に進めるに当たっては、いろいろな方法を具体的に取り組んでまいりました。おむつの提供、更にはその間に住民さんのいろんなお話を聞きながら、子育て環境を安定化させるというところに力点を置きながら、その施策を進めてきております。そういったところを踏まえて、今現状としては、それが安心して安定的にずっと進むことを目標として行ってきておりますので、そこらを現実には進めていくということで、先ほどの答弁にはなりますが、それを更に上向く形で進めていききたい。それは指標に対する考え方でございます。当然ながら、第5次総合計画においては、住民さんが、住んで良かった、要するに、海田町の暮らしやすさが実感できるまちという形でスローガンを掲げて行ってきておりますし、それを更にステップアップさせていききたいというふうに考えているところが向上の目的でございます。よろしく申し上げます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）たくさん説明していただいてうれしいんですが、はっきり言って何を言われたか僕には分からないんですよ。人口増が目標なんですか。それとも、その周りを充実させることが目標なんか。すいません、分かりやすく一言でいいですから、はっきりした目標について御説明願えますか。説明ではなくて、言葉で表明していただけますでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）目標においては、住民さんが暮らしやすさが実感できるまち、これが目標でございます。その中に指標として必ず推計を取っていきながら、その進捗を図り、そういったところをきちっと出していききたいということで、指標として人口を示させていただきます。結論的には、住民さんが安心・安全でかつ安定的に町が進むというところが確固たる目標になってきます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）ははっきり分かりました。改めて、今度は町長がこうたくさん、先ほど説明いただきました、過去の実績についてちょっと聞かさせていただきたいと思います。この実績、たくさん書かれております。これ、大部分はその前から続いている継続した事業の説明だと思います。町長、先ほど、目標の中に出てきました、町長にとっては実際に町長が発案されて発想されてやられた事業というのはネウボラだけですか。それとも、ほかにも、これが私がこうやって発想したのがあれば、皆さんに示していただければと思います。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）先ほど説明した中に、ネウボラだけというような表現で言われたんですが、実際は違います。まちづくりを進めるに当たっては、第1期のときには4地区のオンリーワン戦略という形で進めさせていただきながら、現状としては、この立地適正化計画も少し詳しく書き上げておりますが、その基盤となる東地区と海田駅、また、庁舎を中心とする地区の中心拠点ですが、この二つの地区がまちづくりにおいて進んでいけば、二つの軸が結ばれたゾーンで全体が、まちづくりが進むことになれば、人口が、指標としても人口も増えてくるし、かつ、その東拠点をいかに確立させていくかというところで、今までいろんな提案をさせていただいておりますが、東地区の東小学校と東公民館を含めた、それ以外の防災拠点も含めた複合施設の関係と拠点を考えておりますし、更には畝橋、新橋ですね、の、要するに改修、それと新駅、東新駅との関係を、住民の皆様と今着々とまちづくりを進めてきているというところが、これから先のまちづくりというふうを考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）私、聞いたのは、これからじゃなくて、過去の実績についてお聞きしたんですが、これ以上、それについて聞きません。最後にもう1点、厳しい質問になりますが、4年前の選挙、町長、再選されました。そのときに出た批判票、厳しいもんがあったと思います。その票について、町長、今どのようにお考えになっているか、最後にそれを聞かせてもらって、この質問については終わります。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）投票には賛成と反対、当然あるわけですから、その反対票においては、しっかりと真摯に受け止めて、それらの関係を分析しながら、今回の形を進めていきたいというふうに思っておりますので、しっかりと頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）しっかりと頑張っていて、海田町が良くなるよう、やっていただきたいと思います。

それでは143号線の件について、質問に移ります。この答弁の中に、一番大事な、なぜ、ただ撤去するだけ、なぜ撤去しなきゃならなかったのか、それについて再度きちんとした説明を求めます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）答弁にございますように、当初は上部工の作業ヤードとして考えておりましたところの土砂を撤去したものでございますが、こちらが5月の連休終盤の大雨により、出水期ではございませんが、危険な状態が発生したことなどから緊急工事として土砂を撤去さしていただいたものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）土砂を埋め立てることによって、5月の連休前後だったかな、雨が降った分で、越水していますよね。その越水については、たまたま地元から情報が入ったから知り得たんですが、それについて、こういうことがあった、だから撤去しますという報告をしなかったのはなぜなんですか。それについて御説明願います。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）全員協議会のときにも部長のほうから答弁させていただいたと思いますが、あの時点で、当然危ないということで緊急対応させていただきました。その災害という観点での報告をさせていただくのか、どういう場合に、緊急工事の内容を報告させていただくのか、今後の検討課題とさせていただきたいと思っておりますので、今回、そこら辺の検討がなかったと反省しております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）確かに緊急工事ですから、事前に知らせるということは難しいかもしれない。少なくとも緊急工事である以上は、事後にこういう工事を発注しました、こういう工事を行いますという報告というのは絶対的に必要なもんじゃないかな。あくまでも緊急でしょ、緊急工事ですからその緊急工事がイレギュラーに行われたものというのは報告というものが必要になると思います。これ、先ほど崎本議員もおっしゃっていたように、報告、説明、これはしっかりとやっていただきたい。ところで、先ほど、上部工のヤードのために残しておいた、それは上部工するときにクレーン車を設置したりする

のに必要じゃないかということだと理解しますけども、上部工の入札が不調になったのはいつですか。最初に、まず、何回やって最初に不調になったのはいつで、2回目、3回目がいつ不調になったのか、それについてちょっと御説明願います。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）最初に不調になりました入札につきましては、今年度、令和5年2月の9日でございます。その入札の不調でございますが、そのこの最低価格を示したものと2月16日に見積り合わせを行いました、こちら不調、その後、再度3月17日に入札を行いました、こちら不調となったものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）この工事を発注する予算をつけるときに、上部工を工場生産という説明をされていると思います。そのときに上部工の工場生産が約3か月程度かかるように私は説明を受けとるのを、聞いております。そうすると、例えば、2月の今おっしゃられた2月16日に、最初の失敗が2月16日、それから3か月経つと5月16日、一番早い段階です、実際には6月に入ると思うんです。この時点で、既に濁水期を逃しているんじゃないんですか。となれば、その時点で既にもう去年の3月末の段階でこの土砂の撤去は行っていなければならない工事じゃないんですか。それについて見落としされたんですか、それとも、そこまで考えなかったのか。工事は、上部工の発注をしてでき上がるまで3か月じゃなくて1か月ぐらいでできると思われておったのか、それについて御説明願います。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）当初の目論見でございますが、2月9日の入札後、議員おっしゃる3か月後につきまして、5月上旬に材料ができたと考えますと、ゴールデンウィークに入るんですけども、桁自体は1週間程度でできるものでございますから、5月の中旬には橋が架かるものとして、目論んでおりました。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）だけど5月16日の日にもう無理だと分かった、その時点で次の発注を考えれば、もう出水期に入るのには目に見えとるのは分かっていたわけですね。当然、それはその時点で、今年度の予算ではなくて繰り越した予算の中で処理をすべきで、繰り越した予算にそういうことで事業に使ったから今回補正をかけさせてくれというのならまだ理解できますけど、それをしてないのは、僕はちょっと理解できない。それ以上言っ

でももうここまで来ているものをこれ以上言いませんけど、本来はおかしいですよ。2月の16日に終わった時点で、もう既に渇水期の段階で上部工ができ上がらないのが分かっているのに土を撤去されていない。これは必ず問題があると思います。今後、そういうものも考えて、ある意味、土木職員が足りない、そういうことも影響しとるんかもしれないんですけども、やっぱりそういうものはしっかりと、今後判断しながらやっていただきたい。併せて、撤去している土砂を、大型土のうに詰めて積み上げていますよね。本来はこれ処分するのが普通じゃないんですか。それをあえてこうやって土のうに積んで、脇に積み上げてる、その理由について説明をお願いいたします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）まず、大型土のうを積み上げている土のことでございますが、これは143号線と6号線バイパスの工事に盛土、土が必要になってきます。その土をその盛土に使用する予定で土は残しております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）それならばそれで、これ、周りから見ると、また土のうを積んで工事が遅れるんじゃないか、これ見えますよ。何をやるんや、役場の人間は、というふうに捉えてしまう。それこそ説明責任が足りんのじゃないんですか。こういうことでこういうふうな工事させています、御理解くださいという一報を出すだけでいいんじゃないですか。やっぱり、そこらは、先ほど町長が言われてた車の両輪の両方がしっかりと回らんと、こういう誤解を受けて、こういう質問をしなきゃならない事態になります。こういう質問がないような施策をやっていただきたい。それからもう1点、越水したという問題についてですが、導水管3本入れてましたよね、直径が70センチから1メートルまでなかったような気がするんですが、当初、段階で多少の雨、出水期じゃない時期でも雨でそれで十分足りるという設計だったんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）今のパイプ、架橋工の水量、流量でございますが、これ、渇水期における流量として、河川、県のほうの管理者のほうと協議をして、許可をいただいて設置したものでございます。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）議会の皆様に対する説明についてでございますが、この度貴重な御意見をいただきましたので、緊急工事を発出する場合には御報告のほうをさせて

いただく方向で検討のほうを進めてまいります。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）部長、僕が聞いた質問は今の質問とは違うですよ。今は導水管の話聞いたんですよ。それについての、今、答弁じゃないですよ。一つ前の質問でしょう。話を逸らさないようにしてくださいね。これ、県と協議したいうて、設計上は何も考えずにただ県の指示に基づいてやったということで理解していいんかどうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）県と協議して、流量計算をして、パイプの設置を決めたものがございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）流量計算されたというのは、設計上、先に流量計算をして、その上で数を増やしたのか減したのか、県と協議の中でね。当然、流量計算されているわけですよね。設計上の流量計算と県の指示とが合ったのか合っていないのか、どうなんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）当然に、架樋工を設置するときに県の許可が必要ですから、それに対する根拠として流量計算付けて、それに基づいて現場に設置したものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）それでも実際の問題で、越水なんか起こり得るのは現実問題としてあり得るわけですね。特に、こういう、地球温暖化のせいかどうか分かりませんが、いつどんなときに大雨が降るか分からない状況の中で、だから、その辺も含めて、とにかく工事を終わって、工事の次にすぐ工事にかかれなくて、こういうものは整理整頓する、これは必ず必要だと思います。大体、今日説明聞いたんで、原因、理由等は分かりましたけれども、こうやって聞かなきゃ分からない状態には、これ、部長、改めて答弁されて結構ですから、こういうことを聞かなくてもよいような状況にしたい。それについてはよく、これ、私だけじゃなくてほかの方もそういうふうに疑問を感じているところがあると思います。そういうものをきちんとできるようにしていただきたい。よろしくお願いします。

○議長（桑原）答弁よろしいですか。はい、建設部長。

○建設部長（久保田）すいません、先ほどは。御指摘のとおり、できる限りそういった情報のほうは開示じゃないですけど御提供させていただきまして、皆様の御理解をいただ

きながら、事業のほうは進めてまいります。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）しっかりやって、とにかく情報開示、開示までは無理にしても、情報の提供、これをしっかりやっていただく、これをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（桑原）14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。3点ほどお尋ねいたします。

まず、マイナンバーカードについて。マイナンバーカードの作成が急がれ、褒賞金もつけられたためかどうかは知りませんが、多くの人が競ってカードを作りました。その結果だろうと思いますが、全国的に各地でいろんな間違い等問題が発生しております。今後、医療保険証もこのカードで兼用するとあります。現在はそのようなことは起きていないようですが、話も聞いておりませんが、必要外、あるいは全く違った薬等が処方されると、このようなことになるかもわかりません。本町においてこのような間違いの確認はどのようにしておるのか。それとも、全てが業者、委託任せ、こうなっておるのかどうか。その間違いについて本町はどのようにして、そういう間違いがあるのかないのか。その確認、チェックというか、それを行っているのかをお尋ねいたします。

次に、新駅について。仮称海田東新駅、これについて、昨年度、2,000万円の調査費をかけ、JRコンサルタントにその実現性か、可能性について調査を委託しております。年度が替わり、既に3か月も経過しているが、その調査の結果、何ら発表されておられません。更にもその上、本年度も1,800万円の調査費が計上されております。何をどのようなものを調査研究するのかをお尋ねいたします。また、幸いにして、国交大臣も広島ということであり、お願いする、事業認可に向けての運動をするには絶好の時期であると思うが、そのような運動を少しでも行っているのかどうか、そういうことを行うというような考えはないのかをお尋ねをいたします。併せて、新駅建設準備会も結成されておりますが、その会と何らかの打合せ等調整、協議会等のようなものを行っているのかどうか、これについてお尋ねをいたします。

最後に、タクシー券についてということでお尋ねをいたします。3月にタクシー券、障がい者の助成のためのものでありますが、その利用がもっと率が上がるように、3月の答弁では利用度が約30パーセントぐらいであるというようなことでございましたが、その利用率を高めるために、ガソリン券とかそのような何か施策はないのかということをお尋ねしております。そのときの答弁が、新年度に調査研究検討すると、そのような

答弁でありました。どのようなことを検討されているのか、現在、どの辺のことをどう  
されておるのか、以上、お尋ねをいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）前田議員の質問に答弁いたします。

まず、マイナンバーカードについての質問でございますが、議員御指摘の間違ひの事  
案として、現在、マイナンバーカードを使用した公金受取口座の誤登録、保険証のひも  
付け誤り、マイナポイントの誤登録等が全国で発生し、新聞等で報じられています。本  
町におきましては、業者委託により手続きのサポートを行っているところです。手続き  
は、国のマニュアルにしたがい、表示された内容や入力内容等を御本人に確認してい  
ただくことを徹底しております。入力操作の終了後は、登録完了及びログアウトを行  
ったことの確認を必ず御本人にさせていただいており、現時点において本町に関する誤  
りの報告はございません。誤登録等の確認については、国において、既存データやシ  
ステムの総点検が行われています。また、各自治体で手続支援を受けた登録状況が不安  
になった方からの申出に対して、窓口での支援を行うこととなっております。今後も  
国のマニュアルにしたがい、個人情報に誤ったひも付けされるなど、問題が発生しな  
いよう、委託業者への指導を徹底し、マイナンバーカードに係る個人情報の適正管理  
に取り組んでまいります。

続きまして、新駅についての質問でございますが、1点目については、海田東地区に  
おける新たな交通拠点の形成に向けて、令和4年度には新駅候補地周辺の現況調査や  
将来予測などを基に、実現可能性の調査を行いました。令和5年度は、より精度の  
高い調査を実施するため、現地の縦断横断測量を実施し、電気関連設備などの鉄  
道施設設備などについて、引き続き、実現可能性の調査を行う予定です。議員の  
皆様方には、後日、改めて調査の進捗状況等について御説明する予定です。2点  
目については、現在は実現可能性の検討を行っている段階であり、具体的な要望活  
動は行っておりませんが、様々な機会を通じて、国や県に相談しているところで  
ございます。3点目については、地元  
の活動団体の方々との間で、昨年11月に新駅に関する意見交換会を行うととも  
に、今年1月には、町に対して新駅誘致に向けて地元住民として協力したい旨の  
申入れがありました。

続きまして、タクシー券についての質問でございますが、重度障がい者に対する  
外出支援事業を実施している自治体への聴き取りなど情報収集を行っているところ  
でございます。

います。今年度実施する障がい福祉に関するアンケート調査を活用してニーズ把握を行い、現在実施している重度障害者福祉タクシー利用助成の在り方も含め、重度障がい者への外出支援事業について検討をしてまいります。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）多くは言いませんが、タクシー券について、まだニーズ把握を、どういうことなんか、ちょっとこの辺が今ひとつ分かりにくいといえますか、アンケート調査を活用して、この辺の説明がもうちょっと分かりやすく願いたいというか、これだけでは答弁の意味がそれこそ把握できない。どういうことなのか、その辺をちょっと、私も言いましたように、ガソリン券とかいうようにすると、当然、そういう業者との同意等も必要で、いろいろそう簡単にはいかないというようなことも考えますが、取りあえず、今のこのアンケート、どのようなことで、何か手法等あれば教えていただきたい。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）アンケート調査、ニーズ把握につきましては、今年度実施いたします計画策定に当たって実施するアンケート調査でございます。外出支援事業に関するだけでなく、幅広く計画策定のためのニーズ把握をする必要がございますので、そういったところからアンケートを活用してということでお答えをさせていただいているものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）ついでに、もう一つ聞きたいのが、何かね、外出支援事業、ここ、なんか、いろんな問題があると思うが、特別に支援というか、自治体への聞き取りということ、この、障がい者と自治体というのはどういう関連、どういう事業をやられとるのか、ちょっと参考までに聞かせてもらいたいと思います。これが今言いましたタクシー券とどう連動していくのかなと、極力外出を促すという意味では分からないような気もせんのじゃけ、ちょっとその辺の理解がしにくい。説明願いたい。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）外出支援事業ということで、障がい者の方への福祉タクシー券の助成というところもありますし、県内におきましては福祉タクシー券を助成しながら自動車燃料の助成をされているところもあるというところで確認をいたしております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）あまり検討が、まだ、なされていないというようなふう聞こえるので、

これ以上は言いませんがね。そういう県内にタクシー券、ガソリン券、併用なのかどうか分かりませんが、やっておられるところもあるというので、私も何名か知り合いもあるんですが、特に三迫側、山奥じゃいうわけじゃないんですけど、通院するのにタクシーというてもなかなか思うに任せんということで、どうしてもマイカー利用が多いというふうに話を何名かから聞いておるので、ちょっとそこらを早急に検討していただきたい。これは要望ということですが。

それから、最初の話に戻って、マイナンバー、何かいろいろ各地で間違いが起きとる。町長の答弁にもそういうことで公金受取口座の誤登録とか、現実に同姓同名とか、そういうんで随分間違いが、大げさに言えば、連日のように新聞、テレビで報道されとる。何か2026年までに再度見直しをするとか、2年も3年もかかってやりよったんでは、ちょっと遅いんじゃないかという、そこらはどうでもいいとして、まずは本町においては間違いがないというような答弁ですが、その確認をしておるのかどうか。どういうふうに確認、そういう間違いが起きてないか。例えば、同姓同名の人があるかどうか知りませんが、そういう人に、同姓同名の人に代わって、振替で発行しておるとか、そのようなことがあるのかなのかいう、そういうチェックをどうしてしとるんか、間違いはないと言うから、何かチェックをしたから間違いがないということなんだろうけども、その辺について再度確認をしたい。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（中山）間違いのチェックについてですが、例えば口座の登録等の手続きをする場合についてですけども、画面上に必ずその方のお名前とか住所が出てまいります。そこに御本人さんの登録されたい口座情報等を入力し、基本的には御本人さんに入力していただくんですけども、それを入力した内容等については、その都度御本人さんと確認をしておりますので、その段階で、まず間違っただけではないという確認はしております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）分からんけども、そこで、例えば口座番号とか全部分かっておればいい、表示された、これであなたの間違いはないですね。そういう口座番号でも全部頭に入っておればそれでいいのかどうかということなんです、それはそれとして、先ほど言いましたように、その確認を、本町において、今言うテレビ画面か何かだけでやっとなのか、再確認の意味で一つ一つ、もう一回再点検というのかな、そういうふうなことをやった

かどうか。そういう全くやる気もないし、そういう確認はしないというんか、どうなのか、ちょっとその辺をもう一回確認をしたい。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（中山）間違っているかどうかというところの点検についてですが、入力等が終わりまして登録完了というふうになった後でも、もう一度、本当に入力が入っているのかという確認については、もう一度、画面に戻りまして、内容を見ていただくということはできます。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）入力されたデータについては、国のシステムのほうに移りますので、国において、既存データやシステムの総点検が現在行われているところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）何か還付金詐欺じゃないけども、これも何か実際に間違っ振り込んだというのが、ほかの自治体でもあるように聞いておりますので、そこらも、これ以上言うても本町にはないと言うから、それでありがたいことですので終わりますが、今後も、そういうことがないか気をつけて事務を進めてもらいたい。

そこで、新駅について、ここにも書きましたが、後日やりますよというような今町長答弁ですが、既に3か月も経つとるんだから、調査表を送ってくれば、即刻発表ができるんじゃないか、議会に提示ができるんじゃないかと思うが、そこらをもう一度、繰返し重ねてになりますが、いつ頃発表するのか、近々発表したいというような答弁にも聞こえましたが、どうなのか、再度確認したい。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）時期についてでございますが、実際、この新駅の関係の、昨年度やった事業内容でございますとか、この度契約ができましたので今年度どういった事業をやるか、その辺について内容を精査いたしまして、それでまず常任委員会の委員長さんとその辺の日程も含めて、今後できるだけ早い時期にその辺については御説明のほうをさせていただけたらと考えています。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）今も言いましたように、調査委託だから、委託で完成してくれば、即、発表できると、先ほども言いましたように、そんなに時間もかからんはずなので、日程

調整がある言われればそれ以上のことはどうにもならんわけですが、まず、その調査の結果どうなったのか。それで、もうちょっとこの説明では、今の答弁では分かりにくいんだけど、今年度の調査、どうなのか。先ほども言いましたように、そういうありがたいことに、国交大臣も広島出身ということだから、すぐ、国土交通省鉄道局、局長さんに直々大臣を通じて行ったら早いんじゃないかと思うて。脱線しますけども、海田駅のホームかさ上げ、あのときに、私ども鉄道局長さん、当時のね、名前は分かるとるんですが、即答だったです。4億3,000万、今でも頭にある。分かりました、私がやるいうたらやります、すぐやりましょう。4億3,000万、鉄道局大きいですよ。これと同じで、新駅建設、鉄道局へ行けば、即、やりましょう、造ってあげましょうということになるかもわからん。その辺のことで、ちょっと先ほど言いました地元の建設準備会、そういうところと、もっとしっかりやって、多少町で予算をとっても、そういうところとして陳情するとか共同で活動するいうんか、何かそこらをいうのは何か、町に、策とかいうか、考えとるかどうか。全く団体は団体でやりなさい、町は町独自で動いていきますよ、ということなんか、どうなのか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）具体的な要望活動というのは、これについては、現在の状況が、あくまでも実現可能性の検討という状況でありますので、その辺はなかなか難しい面はございます。ただ、住民団体の方々との話の中で、先ほど議員さんがおっしゃっていたように、県選出の総理大臣、国交大臣がいらっしゃるということ、非常にタイミング的にはいいというふうなお話をお伺いしております。その辺については、認識はいたしておりますが、実際にどういうふうな形で活動するのか、これは、国、県とも相談しながら、適切な対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）もう一つ、この答弁でわからんのが、具体的な要望活動は行っておりませんと書いておるんよの。ではあるけども、国や県に相談しておると。具体的にいうたら、ある程度やっぱり新駅いうたら、そういう目的、目標を持ってやる必要があるんじゃないかなと思うんだが、この辺の意味がちょっと分かりにくいというか、私が理解できない。運動してないのに、国や県に相談する。できりゃ、そういう新駅という目的いうか、そういうものがあるわけだから、具体的に動かない。この辺のことがちょっとわからんので、この答弁の説明、もう一回願いたい。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）ここで申し上げておりますのは、さっき申し上げましたように、現段階では実現の可能性の、あくまでも検討ということなので、それに対しては要望活動というのは現時点ではなかなか難しいところがある。ただ、では、実際どういうタイミングでどういうふうな形での対応が必要なのか、その辺に関しまして、国や県の方々といろいろ御相談をさせていただいていると、そういうふうな意味でございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）ようけ言うても、どうもまだ動きが浅いということだから、これ以上は言いませんが、とにかくせつかくトータル3,800万、それを全部かけたという意味じゃないか、少なくとも2,000万かけた、更に1,800万円ということだから、もうちょっとそこらを、絞って実現に向けてというか、前向きに行動してもいいんじゃないかと、というんで、そこらをしっかりお願いして、今のところ、まだ目標ができてないような気がするので、ちょっと急ぎ、そこらを今の地元の団体、そういう方々と結束して、これは要望ですが、急ぎ動いてほしいということで終わります。ありがとうございました。

○議長（桑原）これにて一般質問を終結します。

暫時休憩をします。再開は10時35分。

~~~~~○~~~~~

午前10時20分 休憩

午前10時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第2、第24号議案、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第24号議案、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。新型コロナウイルス感染症に係る職員の特殊勤務手当の特例を廃止するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）第24号議案、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。改正内容につきましては、資料1の概要で説明をさせていただきますが、議案書は8ページ、資料2で新旧対照表を提出しております。

それでは、資料1をお願いします。まず、1の改正の趣旨でございます。新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けが5類感染症に移行されたことに伴い、防疫等作業に従事する職員に対する特殊勤務手当の特例措置を廃止するものでございます。2の改正内容につきましては、特殊勤務手当の額の特例を定めた附則の規定を削除するものでございます。最後に施行期日は公布の日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）国のそういう5類の感染症という範囲を決めて、これを廃止するということですが、こういう問題が、ここ二、三年出てきましたけれども、こういう問題が出てきた場合は、再びこういう特殊勤務の手当に関する条例を改めて出すのかどうか。これは国が一定の基準を示すわけですが、町としてはどうするのか、まだ完全に収まったという宣言もないし、他の市町では首長がコロナ感染にかかったという報道もありますし、まだゼロではないんですね。こういう扱いはどうするのかお尋ねします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）まず1点目のこのような状況がまた起こった場合にはどうするかというところですが、これにつきましては国に準じて適正に対応してまいりたいと考えております。コロナがなくなったわけではないということに関しましては、ただし、5類ということで、法律上の位置付けがそのように位置付けられておりますので、そこにつきましては、通常の特務手当に戻るという取扱いでやらせていただきたいと思います。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）これ以外にですね、コロナ感染症の患者が出た、職員として任務に当たらなければなりません、これが該当するのかどうか。別に、別途とかいう条例も何も法で決めていないので、その判断がわからない。海田町で何人か、最近情報とか、ラインで来ておったのが、なかなか検索しなければならないようになっていますが、その辺は、もし出た場合の職員の扱いについてはどうするのかお尋ねします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）この特殊勤務手当の条例につきましては、本則のほうで防疫等作業に当たった場合は1日につき500円を支給するという規定がございます。そのように支給をしてまいります。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第24号議案について採決を行います。お諮りいたします。第24号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、第25号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第25号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定について。地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）それでは、第25号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書9ページをお開きください。資料については資料3の海田町税条例の一部を改正する条例の概要、資料4の海田町税条例新旧対照表をお願いいたします。改正の内容につきましては資料3の条例の概要で御説明いたします。今回の改正は、令和5年度税制改正により、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、専決処分の承認をいただいた以外の部分について一部改正をするものでございます。主な改正について御説明いたします。まず、1の個人町民税関係の改正の（1）の森林環境税の導入に伴う改正につきましては、国税である森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律等の施行に伴い、令和6年度から課税が開始できるよう、賦課徴収等に関する事項について条例の規定の追加を行うもので、施行期日は令和6年1月1日です。続いて（2）の申告書記載事項の簡素化につきましては、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について、申告書に記載すべき事項がその前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項に代えて、その異動がない旨の記載によることできるように簡素化を図るため規定を整備するもので、施行期日は令和7年1月1日です。

次に、2の固定資産税関係の改正につきましては、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に規定する管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションのうち、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税額について3分の1を参酌し、市町村の条例で定める割合に相当する金額を減額する特例措置の創設に伴い、この、わがまち特例を導入するため、特例割合の決定と、わがまち特例に係る規定を整備するものです。特例割合につきましては、参酌基準と同じ3分の1で、施行期日は公布の日です。

次に、3の軽自動車関係の改正の(1)の特定小型原動機付自転車の車両区分創設に伴う改正につきましては、道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴い、現行の原動機付自転車から区分して、新たに定義された一定の要件を満たす電動キックボード等の特定小型原動機付自転車について、その種別割に係る規定を整備するもので、施行期日は令和5年7月1日です。続いて、(2)の環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例につきましては、環境性能割及び種別割のグリーン化特例の適用要件の一つに、一定以上の燃費性能を有する必要がございますが、この燃費評価について自動車製造メーカーが不正を行い、グリーン化特例を誤って適用し納税不足が生じた場合の軽自動車税について、正しい燃費評価後に、不正を行った自動車製造メーカーから納税不足額を徴収する際に加算する割合について、現行の100分の10から100分の35に変更するもので、施行期日は令和6年1月1日です。

最後にその他でございますが、文言等の整備を行うものです。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第25号議案について採決を行います。お諮りいたします。第25号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第4、第26号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第26号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。地方税法施行令等の一部改正に伴い、課税限度額の引上げ等の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原） 税務課長。

○税務課長（松井） それでは、第26号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書14ページをお願いいたします。資料については資料5の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要、資料6の海田町国民健康保険税条例新旧対照表をお願いいたします。改正内容については、資料5の条例の概要で御説明いたします。今回の改正は、地方税法施行令の一部改正に伴い、海田町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。まず、1の課税限度額の見直しでございますが、これは今後も高齢化等により医療費の増加が見込まれることなどから、課税限度額のうち後期高齢者支援金等課税額に係るものの上限を引き上げ、高所得層により多くの負担を求めるものでございます。具体的には課税限度額のうち、後期高齢者支援金等課税額に係るものを20万円から22万円に引上げを行うというものでございます。次に2の5割軽減・2割軽減の基準額の見直しでございますが、これは低所得層の国民健康保険税の負担の軽減を図るもので、経済動向の変化により、これまで軽減の対象となっていた世帯が対象から外れることがないように、軽減判定所得の基準額を引き上げるものでございます。具体的には5割軽減については対象世帯の所得算定における被保険者数等に乗じる金額を28万5,000円から29万円に引き上げ、また、2割軽減については同じく被保険者数等に乗じる金額を52万円から53万5,000円にそれぞれ引き上げるものでございます。2ページ目をお願いいたします。3の施行期日については、公布の日からでございます。最後の4の適用区分ですが、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中） 毎年のように、限度額が上がってきており、把握しておるかどうかわか

りませんけども、平成20年から令和5年まで16年間で何ぼぐらい上がつとると思いますか。今言うても分かんませんが、私が計算してみますと、36万円上がったと。国保のこの医療と後期と介護、それで今、104万になつとるわけですね。これは全体から見ると、限度額を上げることによって保険税全体の引上げに通じると考えるのが、どのように考えるか、ということです。それからもう一つは、5割軽減と2割軽減、対象者を少なくするというように考えるんですが、それはどうなのか、お尋ねします。

○議長（桑原） 税務課長。

○税務課長（松井） まず限度額の引上げによって税額が上がってくるのではないかと御質問なんですけれども、こちらの限度額の引上げによりまして、高所得の方には御負担が高くなるようにはなるんですが、相対的に中間所得の方については税率が変わることがないということで、来年度以降の税率算定の際においても新しい限度額で計算されることとなりますので、相対的には中間層の方に対しては引上げが大きくなると考えております。もう1点、2割軽減と5割軽減が、対象が減るようなものになるのではないかと御質問ですが、これにつきましては、現在、軽減判定で計算で使う所得の部分について、例えば5割軽減であれば、28万5,000円のもものが29万円に増えますので、5,000円、軽減判定で計算するに当たって金額が増えますので、対象は若干増えてくるものと考えております。

○議長（桑原） 佐中議員。

○15番（佐中） これを否決をしたらどうなるのか、現行のままでいくしかないと思うんですが。東広島市はこの限度額を出す度に否決をしておるんです。これは、国保税、国保料になってきておるんですね、市は。海田町でもこうした形で財源を、ほかのところから取ってくる。こういう方法で町民の立場に立って、この国保は弱者が多数おる。この中でも救済をする、援助をする、支援をする、優しいまちづくり、これが必要だというように思うんですが、それはどうなのか、お尋ねいたします。

○議長（桑原） 総務部長。

○総務部長（丹羽） 今回の国保税の改正につきましては、近年、所得が上がってくる中で、高所得の方に御負担をいただいて、なおかつそれ以下の方については、上がり幅を小さくできるようにするものと、軽減判定につきましては、軽減判定の、受けた人が所得が上がって、それから外れてしまうことを防ぐための改正でございますので、こういった今回の場合は低所得者の方に有利なようになるようにという改正でございますので、

そこは御理解いただきたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）部長の考えと私の考えは、ちょっと違うんですね。今から県が統一して、資産税をなくしたら所得割が増えてくるわけです。ここに照準を当てるというように私は思うんですね。今、給料が非常に少なくなっていて、あらゆる、どういうんか、世間のそういう国民感情から見て、企業がものすごい内部留保金を持ったり、消費税をとっても社会保障に回っていない。今から給料を上げたら、これが該当して、そして、大幅な国保税に負担をかけていく、このように思うんです。現状はそうであったとしても、今から先、給料が上がったら、賃金が上がったら、これはかなりのところに該当してくる。もう一遍尋ねますが、この2万円上げたことによって、海田町は何人該当して、どのぐらい予算が増えてくるのか、分かればお答え願いたいと思います。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（松井）この度の後期高齢者支援金等課税分を2万円増額する部分ですが、まだ令和5年度の当初賦課を行っておりませんので、詳細なことは分かりませんが、仮に令和4年度の当初賦課地点と同じ世帯数であったと仮定しますと、超過世帯が37世帯、金額として74万円が増額となります。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。討論があるようなので討論を行います。まず、反対討論、佐中議員。

○15番（佐中）第26号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件について反対をいたします。以下、理由を述べます。第26号議案は、課税限度額20万円を22万円にし、平成20年度68万円から今回の令和5年の16年間で国保、後期、介護で合算すると、36万円引き上げ、104万円となります。限度額を引き上げることは、国保全体の引上げに通じており許すことはできません。令和6年には6年間の緩和措置が各23自治体のスライド制であっても全県統一料金となり、また、大幅な増税となります。限度額引上げは国保税全体の引上げに通じると考えます。こうしたことから、東広島市は県統一して以来、何度か限度額引上げを否決しておると聞いております。また、5割軽減基準額の28万5,000円を29万円に、更に2割軽減基準額52万円を53万5,000円にするのも対象者を少なくするものであります。今の社会状況を見ると、電気料金は値上げに値上

げで、びっくりするほどの電気料金の請求、物価高も同じ、底知れず歯止めがかかっておりません。年金の掛金は上がり、支給は減らされ、国保に加入されている方は高額所得でないかもしれませんが、3割を廃止し、所得割の割合を引き上げることは目に見えております。そうなれば、所得割と均等割、平等割となると、はるかに該当者が増えることとなります。平成30年度から、国民健康保険の財政運営の責任主体が、市町村から都道府県に変わりました。国民健康保険会計は、県が示す納付金標準保険料率に基づき、町の保険税を決定いたします。また、県から示された標準保険料率を基にした1人当たりの保険税は、県の激変緩和措置を運用しても海田町では毎年増税となっております。昨日、子ども医療費の件で質問をいたしました。広島県は国へは要請をしているものの、県としては18年間医療制度の拡充支援を行っておりません。県内の市町においては、自治体の努力で23市町の全てが県の制度を上回り、更に昨年度は多くの市町が子ども医療費の対象年齢の引上げや一部負担をなくすなど、確実に努力をしております。2019年、令和元年、国保が県統一になり、6年間で県内統一となります。同時に、消費税は10パーセントに増税、社会保障を口実に引上げをいたしました。社会保障には全くといっていいほど使われておりません。使われているのは、国債を発行し充てております。7割から8割は大企業中心に減税として充てられております。何度も言いますが、2021年分では、マツダが製造の製品は、輸出割合は84.4パーセントとし、海田税務署は輸出還付金で海田税務署はマツダに957億円還付し、全国で4番目の赤字の税務署です。国保の保険制度の改善を求めて、反対討論といたします。よろしく申し上げます。

○議長（桑原） 続いて、賛成討論を許します。石橋議員。

○1番（石橋） 1番、石橋です。第26号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。現行の国民健康保険制度を支えているのは被保険者一人ひとりです。今回の改正は、高齢化の進展、それに伴う医療費の上昇に対応するため、所得の多い方にそれなりの負担を求め、税負担の公平性を図りつつ、確実な財源を得ることを目的として課税限度額を引き上げるものでございます。税率の引上げでは中間層等にも負担増の影響が及ぶため、限度額引上げとしており、中・低所得層の被保険者に配慮したものとなっております。以上のことから、今後の国民健康保険制度の持続可能な運営のためにも、今回の条例改正は致し方ないものと考えます。以上、私の賛成討論といたします。皆様の御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、起立により採決を行います。お諮りいたします。第26号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立多数と認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、第27号議案、海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第27号議案、海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。国が定める基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（下野）それでは、第27号議案、海田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書の16ページ、資料7の条例の概要及び資料8の新旧対照表をお願いいたします。説明につきましては、資料7の条例の概要で説明させていただきます。1、改正の趣旨でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。2、改正の内容でございますが、（1）安全計画の策定等の義務化として、利用乳幼児の安全の確保に関する事項についての計画を策定し、必要な措置を講じること。（2）自動車を運行する場合の所在確認の義務化として、ア、自動車を運行する場合、乗降時に乳幼児の所在を確実に確認すること。イ、2列シート又は同程度に乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く自動車を日常的に運行する場合、ブザー等の車内の乳幼児の見落としを防止する装置を備え、降車の際に所在を確認すること。ただし、ブザー等の設置が困難な場合、令和6年3月31日までは代替措置を講じることとして差し支えないもの。（3）他の社会福祉施設を併設する場合の設備及び職員の基準の緩和として、保育に支障がない場合に限り、保育室等

の設備や保育に従事する職員を兼ねることができるよう基準を緩和するもの。(4) 民法の改正に伴い、懲戒に係る規定を削除するもの。(5) 感染症や食中毒の予防やまん延防止に努めなければならない措置について、職員に対する研修など措置の内容を明確化するもの。(6) こども家庭庁の創設に係り、保育の内容について指針を定めるものが厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更になったことによる改正でございます。3、施行期日は公布の日からとするものでございます。参考といたしまして、家庭的保育事業等を記載しております。原則20人以上の保育施設より少人数の単位で原則0歳から2歳の子どもを預かる事業で、記載の4類型に区分されております。現在、町内に該当施設はございません。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(桑原) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第27号議案について採決を行います。お諮りいたします。第27号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第6、第28号議案、海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田) 第28号議案、海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。国が定める基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長(桑原) こども課長。

○こども課長(下野) それでは、第28号議案、海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説

明いたします。議案書の19ページ、資料9の条例の概要及び資料10の新旧対照表をお願いいたします。説明につきましては、資料9の条例の概要で説明させていただきます。

1、改正の趣旨でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。2、改正の内容でございますが、（1）こども家庭庁の創設に係る改正として、ア、保育の内容について指針を定めるものが厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更になったことによる改正。イ、子ども・子育て支援法及び学校教育法の改正に伴う引用条項の整理。（2）民法の改正に伴い、懲戒に係る規定を削除するもの。（3）その他、字句の整備を行うものでございます。3、施行期日は公布の日からとするものでございます。参考といたしまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の類型を記載しております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより第28号議案について採決を行います。お諮りいたします。第28号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第7、第29号議案、海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第29号議案、海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。国の定める基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（下野）それでは、第29号議案、海田町放課後児童健全育成事業の設備及び

運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書の21ページ、資料11の条例の概要及び資料12の新旧対照表をお願いいたします。説明につきましては、資料11の条例の概要で説明させていただきます。1、改正の趣旨でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。2、改正の内容でございますが、(1)安全計画の策定等の義務化として、利用児童の安全の確保に関する事項についての計画を策定し、必要な措置を講じること。ただし、令和6年3月31日までは努力義務となっているものでございます。(2)自動車を運行する場合の所在確認の義務化としまして、自動車を運行する場合、乗降時に児童の所在を確実に確認すること。(3)業務継続計画の策定等の努力義務化として、感染症や非常災害の発生時に児童に対する支援提供の継続的な実施計画を策定し、必要な措置等を講じるよう努めること。(4)感染症や食中毒の予防やまん延防止に努めなければならない措置について、職員に対する研修など措置の内容を明確化するものでございます。3、施行期日は公布の日からとするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第29号議案について採決を行います。お諮りいたします。第29号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩をします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前11時20分 休憩

午後01時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第 8、第30号議案、令和 5 年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第30号議案、令和 5 年度海田町一般会計補正予算第 2 号。この度の補正予算につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第30号議案、令和 5 年度海田町一般会計補正予算第 2 号について御説明いたします。

初めに、資料13の令和 5 年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。

資料13の 3 ページ、4 ページをお願いいたします。民生費、社会福祉費の海田町社会福祉施設あんしん応援金給付事業については、事業概要資料として、資料14を併せて提出しておりますが、原油価格や電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受けている町内の社会福祉施設が安定したサービスを継続的に提供し、利用者の安心した暮らしを守ることができるよう、海田町社会福祉施設あんしん応援金を給付するもので、4 ページ上段は介護サービス事業所分、同ページ下段は障害福祉サービス等事業所分を計上しております。財源としては国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。同ページ中段、介護保険繰出金事業については、この度の介護特会の補正予算に伴い、増額するものでございます。次に、5 ページ、6 ページをお願いいたします。民生費、児童福祉費の保育促進事業についても、資料14に記載のとおり、公立保育所における給食食材費高騰に対応するため、賄材料費を増額するもので、財源として臨時交付金を活用いたします。次に、同ページ中段及び下段の海田町社会福祉施設あんしん応援金給付事業の 2 事業についても、資料14に記載のとおり、保育施設等分と児童クラブ分としてそれぞれ臨時交付金を活用し、増額するものでございます。次に、7 ページ、8 ページをお願いいたします。民生費、生活保護費の生活保護一般事務事業については、生活保護基準の改定に伴うシステム改修費の増で財源として国庫補助金を活用いたします。

次に、9 ページ、10 ページをお願いいたします。衛生費、保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業については、新型コロナウイルスワクチン接種に対応するため増額するもので、財源は国庫支出金を活用いたします。

次に、11、12ページをお願いいたします。土木費、道路橋りょう費の仮称町道143号線道路改良事業については、工事等箇所図として資料18を提出しておりますが、橋りょう上部工の工事費について不足が生じるため増額するものでございます。次に、13、14ページをお願いいたします。土木費、都市計画費の都市計画調査事業については、事業概要資料として資料15を提出しておりますが、海田町地区拠点まちづくり基本構想を定めて、都市再生整備計画策定を進めるため増額するものでございます。

次に、15、16ページをお願いいたします。消防費の消防団運営事業については、消防団用のデジタル簡易無線機をコミュニティ助成事業助成金を活用して整備するものでございます。

次に、17、18ページをお願いいたします。教育費、社会教育費のふるさと館職員給与費事業については、人事異動に伴い人件費を増額するものでございます。次に、ふるさと館改修事業については、事業概要資料として資料16を提出しておりますが、ふるさと館2階に常設している三村敏之氏の展示に合わせて、大下剛史氏の展示コーナーを設置し、両氏を顕彰するため、ふるさと館展示室リニューアル業務委託料を増額するものでございます。次に、19、20ページをお願いいたします。教育費、保健体育費の地域運動部活動推進事業については、事業概要資料として資料17を提出しておりますが、休日の運動部活動を段階的に地域に移行するための経費の増で、財源として地域運動部活動推進事業県補助金を活用いたします。

続きまして、歳入を御説明いたします。資料1ページ、2ページをお願いいたします。なお、歳出の増額補正で説明した特定財源の増については、個別の説明を省略させていただきます。2ページ、下から二つ目の財政調整基金繰入金については、この度の補正の財源調整のため増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第30号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1億6,652万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を132億6,774万6,000円とするものでございます。以上で令和5年度海田町一般会計補正予算第2号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず12ページ、1,000万ほど道路改良ということで、これ、今補正予算が上がるとるんですが、さっきも言いましたが、既に工事が発注してお

るんですね。業者が言うた、金額は決まっとらん、かかっただけというようなことで、まずここで一つ聞きたいのは、誰がどこの部署から発注しとるのか知りませんが、一応、課長が注文したんなら、課長決裁の範囲というのか額、部長が発注したんなら、部長決裁の額、あるいは副町長が発注したんなら勝手に発注できるその範囲、それが幾らなのか、そういうのを、まず最初にお聞きします。それで、先にも言いましたが、業者に言わせれば、金額はかかっただけ、要るだけ支払いますよと、こういうことなんよ。建設部長の話によると、いや、そうじゃありません、かかっただけは違いますと。実費精算でありますと、こういうて言いよる。これが私には理解できない。かかっただけの支払いと実費精算の違い、まず、この2点を求めます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）こちらの1,000万円の増額でございますが、こちらは、143号線の橋りょうの上部工に係る増額をお願いするものでございます。今、御質問の土砂の撤去したところにつきましては、5月のゴールデンウィーク後半の雨により、あそこのパイプを置いて土を置いたところが危険な状態であったことから、緊急工事として発注させていただいたものでございます。決裁区分でございますが、こちらは、課長、私のほうが建設部長に報告をし、指示書を切って業務を発注しております。それについての財政課への報告を上げさせていただき、費用につきましては、完了後、業者と数量の確認等を行い精算を行うものでございまして、今、その協議中でございます。

○議長（桑原）課長、決裁金額の質問が出たと思うんだけど、そこを答えてください。

○建設課長（早稲田）金額、今の発注につきましては、まだ工事が終わってない段階での指示書になりますので、その段階での指示の決裁は、うちのほう、私、課長のほうが指示書を切るという形でございます。

○議長（桑原）今の質問は、課長、部長、副町長が発注した場合の決裁金額がどうかという事です。

○建設課長（早稲田）その工事の精算におきましては、金額、要は、かかった分じゃなくて、実際に業者と協議をして、見積り等徴収した上での金額になりますので、その積算した金額での決裁権者の。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）決裁金額のお尋ねにつきましては、工事請負費における支出負担行為の決裁金額としましては、町長においては1,000万を超えるもの、副町長においては1,0

- 00万から500万、部長においては500万円以下、課長においては50万円以下でございます。
- 議長（桑原）答弁漏れですから、一つにカウントしませんから、ちょっと今のもう一遍。
前田議員。
- 14番（前田）だから、もう一回言いますが、今、答弁、1,000万円以上、1,000万から500万と。これは、今言うた課長決裁でできる金額、部長決裁でできる金額、これ、今もらったからいいんですが、もう一つは、実費精算というものと、かかっただけという金額、ここの違いは何か、私には理解できないので、その説明をお願いします言うとする。これが二つ言うたんよ。今の課長、部長、町長、そういう決裁の金額と、今言う実費精算とかかっただけの違い、この2点をお願い。だから、後の分をお願いします。
- 議長（桑原）建設課長。
- 建設課長（早稲田）すいません。今のこの度の土砂撤去につきましては、まず、私のほうで業者のほうに指示書を切っております。その完了したもの、その数量等が出てきますので、その数量、出来高数量ですけど、その数量を公共積算したもので、まず設計書を作ります。それで業者からその数で、札を入れていただき、見積りを徴取するものがございますので、その工事自体の決裁は、先ほど財政課長も申し上げましたように、金額による決裁でございます。
- 議長（桑原）建設部長。
- 建設部長（久保田）お尋ねの件は、実費精算とかかっただけの分の精算じゃないかということだと思いますが、基本的には出来高でやってまいります。前から御指摘がありますように、業者の言いなりの価格じゃないかということも前回も御指摘になったと思いますが、決して、そうではなく、出てきた数字を、我々のほうが現地でも確認しますし、写真でも確認して、正当な数量にのみ、我々のほうが積算として計上し、後ほど、契約書を作成して相手方と契約をしていく、そういった流れになってまいります。
- 議長（桑原）前田議員。
- 14番（前田）そこらが、出てきた数字だけ、チェックはするんよ。当然、100立米出れば1,000立米出れば、1,000立米のチェックするわけよ。積算するわけよ。だから、さっきから言うように、違いがどこにあるかいうて聞きよるんよ、の。実費精算とかかっただけの違い。当然土砂を100立米動かせば100立米動かす経費がかかるわけよ。人夫が10人役要ったいうんなら10人役の費用が要るわけよ。これは、かかっただけじゃろ。実費精算、どう違うん。10人役かかったんなら、10人役の日当、いわゆる必要経費を積

算して実費とするんじゃない。それが、どこが違うんかいうて、違いますいうて言うから、それを説明してくれ言うとするわけ。それと二つ目には、課長答弁で、緊急工事であったと、こういうこと。それはそれでいいんよ。緊急なら緊急でいいんじゃないが。そういうときには、こういうことで緊急ですから工事をやらせてください。いわゆる、いつかも言うたように、緊急工事、災害なら災害で、こういう事態だから積算しとる暇がない。いわゆる議会を開く暇がないとか何とかいうたら、こういうことで、そういう事情を説明して、緊急で発注しますから、工事はそれでやらせてください。それはそれで済むんじゃないの。何の話もなしに、課長が勝手に、緊急であった。それは課長判断が緊急であったのかもわからんが、全体から見たら緊急でなかったかもわからん。にもかかわらず、緊急だということで片付けようと思う。緊急じゃ言うたら、誰もが文句言われんじやろう。どこまで緊急じゃったか。それが非常に理解できない。そこでその緊急であったということの説明と、再度、実費精算とかかっただけの、その際の説明、これがどうしても理解できんの。もうちょっと分かりやすく説明してほしい。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）まず、もう一度、実費精算のところから言いますけど、今、議員御指摘の10立米掘ったんなら10立米かかった言われた、それが実費精算になっているんじゃないか、言われたものがそのまま上がっているんじゃないか。その一例を挙げれば確かにそうでございますが、やったものが、当然、公共工事として妥当かどうか、それと、我々が指示した内容に、それ以上のことで、我々が指示した内容プラスアルファのことをやっておるかということのは、当然、我々は見てまいりますので、それを含めて最終的にチェックをした上で、これなら工事として相手方と契約できるというもので、相手方と契約のほうをさせていただきます。それから、2点目の緊急な工事の関係でございますが、これは緊急に発注を要する応急復旧工事等に係る契約事務の特例というのが、平成30年に制定のほうをされております。今回、こちらの中で我々のほうは早急に架樋工の撤去、架樋工といいますのは川の中に埋めてある土と水が流れる管のことですけど、架樋工を撤去しなければ、5月7日等、降った雨と同様な集中豪雨が発生した際に、再度越水し、周辺の住宅とか農地等に著しい危険が生じるおそれがあるという具合にまず判断しました。それと、また、短時間の豪雨は予見不可能であることなどから、本件は急迫を要する緊急工事として通常の競争入札によらず契約事務の特例に基づく工事発注をさせていただいたものです。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）そこでそういう緊急性があったという、先にもこういうことも言いましたが、災害の特別委員会なるいうのもつくれとる。これに、あるいは少なくともこの委員会の委員長に対してこういうことだから、いわゆる会議を開いている暇がないということで、それ委員長に報告ぐらひはしてもよかったんじゃないか。できなかった理由、緊急特別委員会を開けなかった、その時間的に、急迫しておった、そこらの説明を願いたい。以上。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）これまでも緊急工事をするときには、30年の災害は別でございますが、執行部のほうで先行してやらせていただいて、議会のほうに報告をさせていただいていなかった件がございます。住民さんに直接大きな影響があるとか、道路の交通止めがあったとか、そういった影響があるものについては報告をさせていただいてやるように我々のほうは考えておりましたが、今回は、そこまでもなく、道路の一部越水をして、昔の道路のところへちょっと流れていったというような形がございましたので、そこまでの必要はないと我々は判断しましたが、前回も御指摘を受けましたし、本日、一般質問でもそういったことを御指摘いただいておりますので、そこは考え方のほうを改めさせていただきます。緊急工事がありましたら、その都度、議会のほうには私の名前で報告のほうはさせていただきます。

○議長（桑原）報告ができなかった理由というのを。

○建設部長（久保田）できなかった理由じゃなくて、先ほども言いましたが、住民さんと公共施設等に大きな影響がありませんでしたものですから、今までの事例に基づいて、執行部のほうで、といいますか、私のほうで判断してそのまま工事のほうはさせていただきましたが、そちらのほうは改めさせていただきます。

○議長（桑原）ほかにごいませんか。崎本議員。

○13番（崎本）今の説明で、私、腑に落ちるのは、何回も言われても、あなた方、その間違いをきちっと説明しなさいや。かかっただけ払うのと出来高で払うのと、どこがどう違うんですか。かかった数量、かかった仕事、かかっただけ払うのとどこが違うんですか。1,000立米やったら1,000立米動かした、労賃、機械代、皆精算して業者は出すんよ。それがかかった錢じゃないんですか。それをチェックして払う。それは、かかっただけ払うと、同じことじゃないですか。何か言い訳で逃れよう逃れよう。災害時で

もそうでしょうが。言われたことをいちいち訂正せんでも、そのとおりにじゃないですか。浸水被害が起きたら、何とかしてくれ、実費でかかっただけ払うのと、一緒のことじゃないですか。労賃と機械代、かかっただけ払う。一緒のことじゃないですか。言い訳せんでもええじゃないですか。そのために労費と諸経費何じゃかんじゃ、積算のやり方があるんじゃから。ただ、今みたいな考えで、言い訳、言い訳、分かっちゃることじゃないですか。それを先に説明、きちっとすりゃあ、何にも問題ないでしょう。附帯決議も何にも出されんで済むことじゃないですか。だから、一つ誤りがあった、部長認めちゃったけえ、わし、何も、黙っちゃろうか思うたんじゃがの。さっき、まあ、緊急工事まで当たらんかった言われるんじゃから、ほんならほいで、今のやった業者に、ここはここ、ちょっと不具合じゃから、ここをちょっと直してくれんか、何とかできんかいうてやらしとったら問題ないでしょうが。それが、やらんかったら、ほいじゃ、緊急工事みたいに地元業者にやったら、それがまともなやり方じゃから、その説明をちゃっとしなさいや。みんな知っちゃらんじゃが、いろいろな工事のやり方があるんよ。町道6号線、バイパス工事、あるいは143号線、残りの工事、今、あなた方が土のうを作らせたその工事に必要な土砂を業者にやらせたから、その次の工事に何かあったら疑いがかかるようなことをしちゃいけませんよというのが、わしの考え方じゃ。そこらを業者の選択で、あなた方がどういう意図でやられたか、そこに反省点があるから、もうちょっと説明が必要じゃないか、今後はいうて。それを注意しとるんじゃけど、素直にそうじゃ思うて聞きゃあ何もないじゃないですか。そういう要らぬ疑いも持たれる心配もなし。その点、どう思われますか。片方じゃ、緊急性があったからやった、片方では緊急性がなかった。どっちか一方にしなさいや。緊急性があったら緊急性があったでええんですよ。なかったらなかったでええんですよ。今後、そういう悪いところを改めりゃ、それでいいですよ。それもきちっとやりなさいや。どうですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）もう今更ですね、私のほうがいろいろ言い訳をするつもりはございませんので、今御指摘受けましたことを踏まえて、反省すべきところは反省し、しっかり皆様に信頼が得られるような工事を取り組んでまいります。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）一つだけ、緊急性があったかなかったか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）緊急性はございました。議会に報告するところの考え方に少し私の差異があったところは、反省すべきところであると考えております。

○議長（桑原）よろしいですか。はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第30号議案について採決を行います。お諮りいたします。第30号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）ただいま、下岡議員ほか1名から、第30号議案令和5年度海田町一般会計補正予算第2号に対する附帯決議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1と、直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。したがいまして、第30号議案令和5年度海田町一般会計補正予算第2号に対する附帯決議についてを日程に追加をし、追加日程1と直ちに議題とすることと決定いたしました。ただいまから決議案を配付いたします。

（決議案配付）

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）追加日程第1、発議第4号、第30号議案令和5年度海田町一般会計補正予算第2号に対する附帯決議案を議題といたします。提案者より説明を求めます。下岡議員。

○9番（下岡）9番、下岡です。第30号議案令和5年度海田町一般会計補正予算第2号に対する附帯決議案。仮称町道143号線道路改良事業の予算執行については、町長も認めているように、現状、議会の十分な理解が得られているとは言い難い。まずは、工事内容、スケジュールについて、議会や地元の十分な理解が得られるよう努めていただきたい。また、水害対策等、十分な検討、配慮がなされていないため、手戻り工事が発生してい

る。このようなことが二度と起きないように、危機感、緊張感を持って工事計画を十分検討、精査し、無駄、むら、無理が発生することなく早期に工事を完成するよう全力を尽くして事務執行するよう求める。以上決議する。皆様の御賛同をお願いいたします。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより起立により採決を行います。お諮りいたします。発議第4号は原案のとおり賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）起立多数と認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

なお、執行部の皆さんにおかれましては、この附帯決議の趣旨を十分に配慮の上、執行に当たってください。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第9、第31号議案、令和5年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第31号議案、令和5年度海田町介護保険特別会計補正予算第1号。この度の補正予算につきましては、包括的支援事業、事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）それでは、第31号議案、令和5年度海田町介護保険特別会計補正予算第1号について御説明いたします。内容につきましては、資料19によるところでございますが、4月1日の人事異動に伴う人件費の補正でございますので、個別の内容につきましては説明を省略させていただきます。続きまして、議案について御説明いたします。第31号議案をお願いします。この度の保険事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に269万円を追加し、歳入歳出の総額を22億3,944万円とするものでございます。以上で令和5年度海田町介護保険特別会計補正予算第1号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第31号議案について採決を行います。お諮りいたします。第31号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第10、委員会提出議案第2号、海田町議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。議会改革特別委員会、大江委員長。

○8番（大江）議会改革特別委員会委員長の大江です。委員会提出議案第2号、海田町議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。議員が議会の会議を長期間にわたり欠席した場合等において、議員報酬等を減額することができるようにするなど、議員報酬等条例の特例を定めるものでございます。施行期日は公布の日です。以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、質疑は省略いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより委員会提出議案第2号について採決を行います。お諮りいたします。委員会提出議案第2号については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第2号は原案のとおりこれを決します。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。この際、町

長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）議員の皆様、大変お疲れ様でございました。令和5年第4回海田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。6月6日から開会の海田町議会定例会におきましては、議員の皆様方には慎重に御審議いただき、ありがとうございました。本定例会に提出させていただきました議案につきましては、いずれも原案のとおり議決をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。皆様から賜りました御意見や御要望は、これからの町政の執行に当たり、できる限り尊重してまいり所存でございます。今後とも、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（桑原）それでは、本定例会は会議規則第6条の規定により、本日で閉会をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することと決めます。

以上で、令和5年第4回海田町議会定例会を閉会といたします。大変御苦勞様でした。

午後1時40分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員